**千葉市開発審査会 付議基準 第６（屋外施設の付帯施設）チェックリスト**

**※事前相談必要書類**

**１．予定建築物の用途及び規模は、次に掲げる事項のいずれかに該当すること。**

**□（１）第二種特定工作物に該当しない運動・レジャー施設（（２）に該当するものを除く）及び**

**墓園の付帯施設**

**□　本体施設が第二種特定工作物に該当しない、１ha未満の運動・レジャー施設及び１ha未満の**

**墓園等（（2に該当するものを除く））であること。**

□野球場、□テニスコート、□陸上競技場、□遊園地、□動物園、□乗馬クラブ、□つり池、

□観光植物園、□サーキット場、□ゴルフ練習場（打席が建築物でないもの）、ドッグラン、

□墓園、□ペット霊園、□その他（　　　　　　　　　　　　　）

**□　付帯施設が次に掲げるすべての事項に該当する建築物であること。**

**ア　付帯施設の用途**

□　本体施設の管理上必要最小限の施設（□管理事務所、□従業員詰所等）、

□　利用の便宜上必要な施設（□休憩所、□更衣室、□洗面所等）又は

□　本体施設の一部を構成する要素となる施設（□動物園の動物舎、□遊園地の遊具等）であること。

　　　　□　本体施設の管理・運営上必要な安全対策が図られていること。

　　　　×　付帯施設に該当しない施設

宿泊施設、体育館、多数の観覧席のあるスポーツ施設、トリミング施設、ペットホテル、レストラン

**イ　付帯施設の規模**

□　延べ面積は、本体施設の区域面積の４％**以下**とすること。

（延べ面積　　　　㎡　≦　区域面積　　　　　㎡ × ４％）

□　物置の面積は、全体延べ面積の1/2**未満**とすること。

（物置延べ面積（　　　㎡　＜　全体延べ面積　　　㎡ × ５０％）

**□（2）キャンプ場、ピクニック広場等の自然の地形を生かしたレクリエーション施設の付帯施設**

**□　本体施設がキャンプ場、スキー場等自然の地形を生かしたレクリエーション施設であること。**

※　自然の地形を生かしたレクリエーション施設とは、原則造成工事、伐採等を行わない施設をいう。

□キャンプ場（コテージ併設1/2未満、炊事場含む）、□広場、□フィールドアスレチック、

□野外ステージ、□スキー場、□サバイバルゲーム場、□その他（　　　　　　　　　　　　）

**□ 付帯施設が次に掲げるすべての事項に該当する建築物であること。**

**ア　付帯施設の用途**

□レクリエーション施設の管理上必要最小限の施設（□管理事務所、□従業員詰所等）、

□利用の便宜上必要な施設（□休憩所、□更衣室、□洗面所等）であって、

□周辺の自然環境に調和したものであること。（景観：　　、高さ：　　、騒音振動臭気：　　）

　　　×　付帯施設に該当しない施設　…　宿泊施設、グランピング施設、レストラン

**イ　付帯施設の規模**

□　延べ面積は、本体施設の区域面積の４％以下とすること。

（延べ面積　　　　㎡　≦　全体区域　　　　　㎡ × ４％）

□　物置の面積は、全体延べ面積の1/2未満とすること。

（物置延べ面積　　　　㎡　＜　全体延べ面積　　　㎡ × ５０％）

　　□　本体施設の管理・運営上必要な安全対策が図られていること。

□（３）**駐車場又は資材置場の付帯施設**

**□　本体施設が****駐車場又は資材置場であること。**

　　 □　駐車場（内訳：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　　 □　資材置場（内訳：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

**□　付帯施設が次に掲げるすべての事項に該当する建築物であること。**

**ア　付帯施設の用途**

□ 駐車場又は資材置場の防犯管理上必要最小限の施設（□管理棟）であること。

□ 営業活動又は事業活動の用に供さないものであることであること。

**イ　付帯施設の規模**

□　延べ面積は、駐車場又は資材置場の区域面積の２％以下、かつ１００㎡以下とすること。

（延べ面積　　　　㎡　≦　全体区域　　　　　㎡ × ２％、かつ１００㎡以下）

□　物置ありは全体延べ面積の1/2未満であること。

（物置部分延べ面積　　　㎡　＜　全体延べ面積　　　㎡ × ５０％）

　□　本体施設の管理・運営上必要な安全対策が図られていること。

**□（４）中間処理施設、産業廃棄物の再生利用施設又は産業廃棄物の積替・保管施設（中間処理施設等）の付帯施設**

**□　本体施設が****中間処理施設、産業廃棄物の再生利用施設又は産業廃棄物の積替・保管施設（中間処理施設等）であること。**

　　 　□中間処理施設（内訳：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　　 　□産業廃棄物の再生利用施設（内訳：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　　 　□産業廃棄物の積替・保管施設（内訳：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

**□　付帯施設が次に掲げるすべての事項に該当する建築物であること。**

**ア　付帯施設の用途**

　　□　中間処理施設等の管理上必要最小限の施設（□管理事務所）であること。

**イ　付帯施設の規模**

□　延べ面積は、中間処理施設の区域面積の２％以下、かつ１００㎡以下とすること。

（延べ面積　　　　㎡　≦　全体区域　　　　　㎡ × ２％、かつ１００㎡以下）

□　物置がある場合は全体延べ面積の1/2未満であること。

（物置部分延べ面積　　　㎡　＜　全体延べ面積　　　㎡ × ５０％）

　□　本体施設の管理・運営上必要な安全対策が図られていること。

**□（５）****「千葉市再生資源物条例」に規定する再生資源物 屋外保管事業場の付帯施設**

**□　本体施設が次に掲げる全ての事項に該当すること。**

**ア　本体施設の用途**

　　　□「千葉市再生資源物条例」第２条第４号に規定する屋外保管事業場であること。

保管物内訳（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

**イ　本体施設の許可**

　　　 □ 再生資源物条例第５条第１項の許可

□　使用済自動車の再資源化等に関する法律第６０条第１項の解体業の許可

□　使用済自動車の再資源化等に関する法律第６７条第１項の規定による破砕業の許可

**□　付帯施設が次に掲げるすべての事項に該当する建築物であること。**

**ア　付帯施設の用途**

□再生資源物屋外保管事業場の管理上必要最小限の施設（□管理事務所）であること。

**イ　付帯施設の規模**

□延べ面積は、再生資源物屋外保管事業場の区域面積の２％以下、かつ１００㎡以下とすること。

（延べ面積　　　　㎡　≦　全体区域　　　　　㎡ × ２％、かつ１００㎡以下）

□　物置がある場合は全体延べ面積の1/2未満であること。

（物置部分延べ面積　　　㎡　＜　全体延べ面積　　　㎡ × ５０％）

　□　本体施設の管理・運営上必要な安全対策が図られていること。

**２．「予定建築物の敷地は、主たる土地利用の用に供される土地のうち、必要最小限の部分であること。」**

　　□給排水施設、□駐車場、□通路、□その他（　　　　　　）

**◎ 屋外施設の付帯施設は、事業計画や利用形態、規模等が許可要件となっており、各種　　書類を確認する必要がありますので、必ず事前に宅地課窓口でご相談ください。**